

第9回(10月31日)事務局説明資料
(外国銀行代理・媒介／海外M&Aについて)

外国銀行の業務の代理・媒介について

制度の現状

- 銀行法では、我が国の銀行の業務範囲として、「外国銀行の業務の代理・媒介」を行うことができるとしている。
 - 外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、委託元の外国銀行を、次の者に限定している。
 - ・ 受託者である銀行（外国銀行支店にあっては母体銀行）の子会社（議決権 50%超）
 - ・ 受託者である銀行の親会社
 - ・ 受託者である銀行の兄弟会社（親会社の子会社）
- ※ 実質子会社や関連会社、出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介は認められていない。

これまでの主な御意見

- 海外において外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合は、委託者(外国銀行)と受託者(国内銀行)の出資関係の存在を要件としないことに、大きな問題があるとは思わない。ただし、外国銀行支店の免許制の潜脱にならないよう留意する必要。
- 海外において行われる取引を条件としているが、一部の作業を日本国内で行われることも想定されるが、このような場合はどのように取り扱うか、検討が必要。

議論の整理

- 現在、外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、顧客の利益の保護の確保を図る必要があることから、委託元の外国銀行を限定している。
- 外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行う場合であれば、国内の顧客保護を図る観点からは特段の問題は生じないのではないかと考えられる。また、国内企業の海外進出を国内銀行が支援する環境を整備する観点からは、外国銀行の業務の代理・媒介を広く認めていくことが重要と考えられる。
- このため、国内銀行が代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能としてはどうか。
- 現行規制上、委託元の外国銀行と国内銀行の間に子会社等（基本的に認可制）の関係という要件を課していることから、代理・媒介を行う際には届出制となっている。このため、国内銀行が資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行う際には、当局の認可を受けることとしてはどうか。

国内銀行の進出形態

- 代理・媒介を行う際の海外における国内銀行の進出形態については、上記の観点
を踏まえ、海外における支店の開設等の条件を設けず、行員の長期出張を含む多様な
形態での代理・媒介を行うことを可能としてはどうか。
- ※ ただし、海外における拠点の設置義務など、現地の規制がかかる可能性があるこ
とに留意が必要。
- ※ 協同組織金融機関にも同様の措置をとることとしてはどうか。

業務の範囲

- 現行法では、国内銀行が代理・媒介を行う業務の範囲は銀行の固有業務及び付随業
務に限定されている。
- 国によっては、我が国の銀行法が認めていない業務（例：不動産業等）を銀行の業
務として認めていることも想定される。
- しかしながら、国内銀行には当該業務に係る十分なノウハウがない一方、海外で行
われる取引であるため、我が国の当局が当該業務の適切性を十分に検証できず、顧
客に不利益を与えてしまい、ひいては国内銀行の経営の健全性に影響を与える可
能性がある。
- このため、代理・媒介を行う業務の範囲は、従来と同様、銀行法の固有業務及び付
随業務に限定することが適当ではないか。

海外M & Aに係る子会社の業務範囲規制について

制度の現状

- 銀行が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社など、一定の範囲に限定されている。

これまでの主な御意見

議論の整理

- 銀行の子会社業務範囲規制は、銀行の経営・財務の健全性を確保する観点から設けられている他業禁止の趣旨を踏まえたもの。
 - 他方、銀行からは、諸外国の銀行と日本の銀行が海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘がある。
 - 銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑みれば、現行の業務範囲規制は基本的に維持しつつも、海外の金融機関等の買収の場合に限り、子会社対象会社以外の会社の一定期間の保有を認めることが適切ではないか。
 - 子会社対象会社以外の会社の保有を認める場合、その期間は例えば原則5年間に限ることとしてはどうか。また、買収対象となる金融機関等の範囲は、外国の銀行に限らず、保険会社や証券会社等の買収の場合も認めてはどうか。
- ※ 保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制については、本年3月の保険業法改正により見直しが行われ、買収時に既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社について、原則として5年間は保有が認められた。
- 銀行持株会社が買収を行う場合についても、同様の措置を講じることとしてはどうか。
 - また、海外の金融機関を子会社とすることが考えられる信金中金等についても同様の措置を講じることとしてはどうか。